月2回発行
2025年7月1日／毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第3種郵便物認可　通巻2477号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2477

特集 I

対話を重視した〝考えさせる〟安全活動

自由な意見引き出し改善へ

旭化成　製造統括本部川崎製造所

特集 II

クールダウンできる環境の整備を

東京労働局　パトロールで取組み確認

＜事例＞竹中工務店（仮称）住友不動産芝二丁目計画

ニュース

死亡者　過去最少の746人に

厚労省　労災件数確定値まとまる

労働災害動画 配信しています！
↓コチラから
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

7月1日号
2025

社労士が教える 労災認定の境界線

ストレスによる胃潰瘍で死亡

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
林社会保険労務士事務所
所長　林　弘嗣

第377回

■ 災害のあらまし ■

建設会社で現場責任者として勤務していた62歳の社員が、出血性胃潰瘍を発症して自宅で倒れ、その後死亡した。

■ 判断 ■

発症した胃潰瘍が、労災認定基準が示されていない「その他業務に起因することが明らかな疾病」に該当するか否かが判断された。結果として、今回のケースは、医師の診断内容や長時間労働、精神的ストレスなどの状況により発症したものとして、**業務上**と認定された。

■ 解説 ■

本件は、以下の点が労災認定の根拠となった。①現場責任者として施主や元請けとの工期や仕様変更についての困難な交渉があり、精神的ストレスになったこと。②徐々に業務が多忙になり、月100時間を上回る長時間労働となったこと。③発症までの時間的経過の合理性が認められること。また、これらの点を裏付ける医師の診断書には、業務による過労と精神的ストレスが胃潰瘍の発症に強く影響した可能性が高いと明記されていた。

労働者が疾病にり患した場合、それが業務に起因するものと認められれば、労働者災害補償保険法に基づく補償の対象となる。労働基準法第75条2項では、業務上の疾病は厚生労働省令で定めることとされており、労働基準法施行規則別表（以下、別表）第1の2およびこれに基づく告示がその範囲を明確にしている。

別表第1の2では、業務上の疾病が列挙されているが、限定列挙ではなく例示列挙と解釈されている。そのため、別表に掲げ

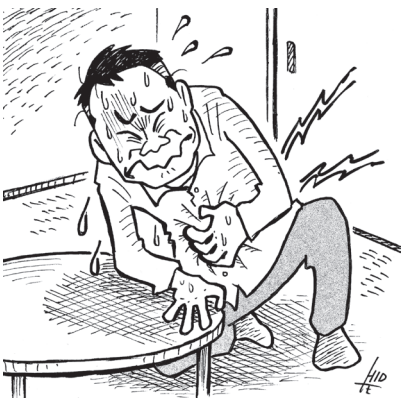
られている第1号から第10号までの疾病以外であっても、第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」であれば労災認定されることになる。労災認定は、個々の事例に即して業務起因性、すなわち業務と発症の因果関係を判定し認められれば、労災補償の対象となる。

疾病の労災認定は、業務に起因するか否かの判断のために、医師の診断の他、業務上・業務外のストレス状況、労働時間、過去の病歴、基礎疾病なども調査される。

「胃潰瘍」は、別表第1の2の第1号から第10号までに規定されておらず、「胃潰瘍」が労災として認定されるかどうかは、第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当するかどうかが争点となる。

本件の事例から、「胃潰瘍」の労災認定においては、個々の事例における具体的な業務内容、労働時間、ストレスの程度などが総合的に考慮され、業務と疾病との間の因果関係が判断されることが分かる。

一方、労災認定されなかった「胃潰瘍」発症事例もある。このケースでは、事務職である請求人が、事業場の人間関係によるストレス、パワーハラスメント、嫌がらせ、いじめが原因で「胃潰瘍」を発症したと主張したが、労災認定されず再審査請求を行った。医師の意見書では、胃潰瘍の発症原因や発症メカニズムは不明で、業務との因果関係も不明とされた。別の医師の意見書では、過去のヘリコバクター・ピロリ菌感染の存在が示唆され、萎縮性胃炎を認めることから胃潰瘍にり患しやすい状況であったと考えられ、物理的・身体的ストレスや精神的・心理的ストレスも胃潰瘍の誘因となるものの、業務との間に相当因果関係を認めるのは困難との記載があった。



これらの医学的所見を踏まえ、再審査請求でも、請求人の主張する業務と「胃潰瘍」との間に相当因果関係を認めるのは困難であると判断し、労災とは認められなかった。

以上を踏まえると、「胃潰瘍」が労災認定されるか否かは、以下の点が重要となる。

①具体的な業務内容と発症状況の記録：どのような業務に従事し、どれくらいの労働時間であったか、また、発症に至るまでの経緯を具体的に記録しておくことが重要となる。②ストレス要因の明確化：業務上のストレスがどれほどあったのか、具体的なストレス要因（例：長時間労働、パワーハラスメント、人間関係の悪化など）を明確にする必要がある。③医学的所見の収集：医師の診断書や意見書など、医学的な所見を収集し、業務と疾病との因果関係を示す必要がある。

近年、「胃潰瘍」以外でも精神的な疾病を発症する社員が増加しており、労災申請するケースも多くなっている。業務に起因するか否かの判断が難しい場合もあるが、業務に起因するものと判断され、労災認定されるリスクを経営者は認識し、社員の健康について十分配慮する必要がある。

www.srup21.or.jp